

平成21年5月までに

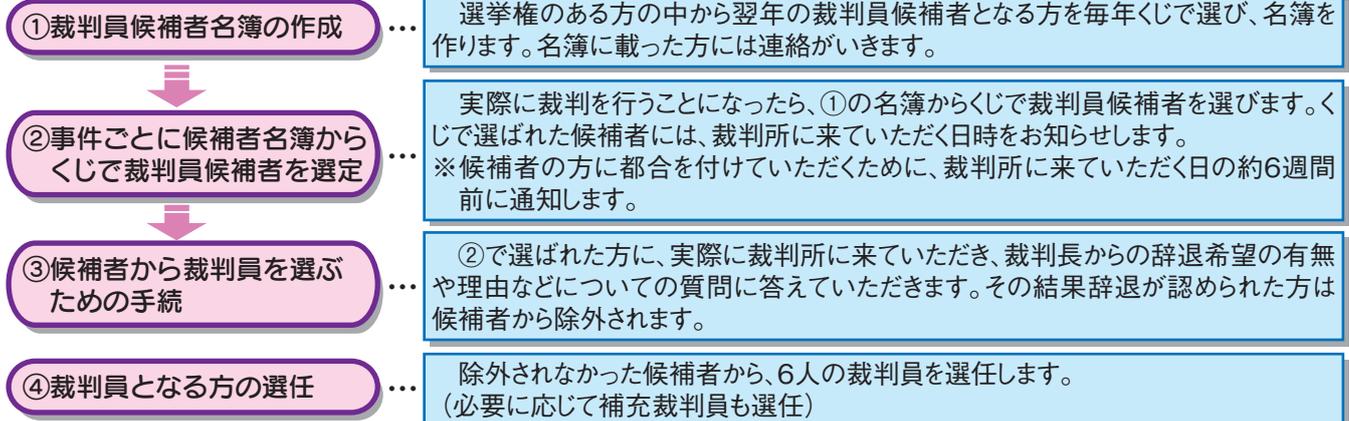
# 裁判員制度が始まります



裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらう制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が裁判に立会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判に参加していただくことで、裁判を身近に感じていただき、分かりやすい裁判の実現を通して司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

## 裁判員選任手続の流れ



※①で候補者となった方には、あらかじめ裁判所から調査票や質問票をお送りし、候補者の事情をお尋ねします。裁判所に来れない事情が認められた方には、呼出しを取り消して、裁判所に来ていただかなくても済むようにします。

## 裁判員制度Q&A

**Q.**どれくらいの確率で裁判員に選ばれるの？

**A.**裁判員6人に補充裁判員を2人選ぶとした場合、秋田県ではだいたい7,960人に1人と見込まれています。

**Q.**交通費や昼食代は支給されるの？

**A.**日当、交通費、宿泊費は必要に応じて支払われます。

裁判員に選ばれた方には1日1万円を上限として、裁判員に選ばれなくても、候補者として裁判所に来ていただいた方には8千円を上限として日当が支払われます。その他にも別途交通費や宿泊費が必要に応じて支払われます。

**Q.**裁判には何日間参加しないといけないの？

**A.**約7割の裁判が3日以内に終わると想定されています。

5日を超える裁判は約1割程度の予想です。なお、裁判官は、審理を始める前に、事件の争点や証拠を整理する公判前整理手続を行うなど、審理の日数ができるだけ短くなるよう努力しています。

**Q.**裁判員になることで、トラブルに巻き込まれたりしない？

**A.**心配はご無用です。裁判員は法律で保護されています。

裁判員の名前や住所などの情報は公にしてはならないとされています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあるような事件については、裁判官だけで裁判をすることも法律に定められています。

**Q.**法律の知識がなくてもできるかしら？

**A.**大丈夫です！日常生活で行っているのと同じ判断をしてください。

裁判員には審理の対象とされた犯罪の事実があったかなかったか、あったとすれば(有罪)どのような刑にすべきかを判断していただきます。

これらの判断には法律の知識はいりませんし、法律知識が必要となる場合には、裁判官が分かりやすく説明します。

**Q.**どうして裁判員に守秘義務が課されるの？

**A.**裁判の公正と信頼を確保するためです。評議では、裁判員が自由な意見を言うことが必要です。後になって、評議で述べた意見や経過が明らかにされるのは、批判などを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうおそれがあります。そのようなことを防ぐために守秘義務があるのです。

裁判所では出前講義や法廷見学を随時受け付けています。社内研修やサークル、PTAの活動などに御利用ください。

裁判員制度の映画を見ませんか？  
裁判員制度を説明した映画のビデオ・DVDを無料で貸し出しています。  
「評議」と「裁判員～選ばれそして見えてきたもの～」の2本です。ぜひ一度ご覧ください。

■問合せ：秋田地方裁判所 事務局総務課

TEL 018(824)3121(内線510)

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

メールマガジン <http://www.saibanin.courts.go.jp/melmaga/index.html>